

第8 暮らしの安心確保

自殺・うつ病対策を推進するとともに、子どもの貧困連鎖の防止等も含む生活保護受給者の自立支援、矯正施設退所者の社会復帰や地域生活への定着の促進等により暮らしの安心を確保する。

1 自殺・うつ病対策の推進

50億円(49億円)

(1) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(訪問支援)体制の整備
(再掲・74ページ参照) 7.9億円(7億円)

(2) 認知行動療法の普及の推進(再掲・75ページ参照) 98百万円(98百万円)

(3) 地域での効果的な自殺対策の推進と民間団体の取組支援
3.3億円(4億円)

都道府県・指定都市に設置されている「地域自殺予防情報センター」での専門相談の実施のほか、関係機関のネットワーク化等により、うつ病対策、依存症対策等の精神保健的な取組を行うとともに、地域の保健所と職域の産業医、産業保健師等との連携の強化による自殺対策の向上を図る。また、自殺未遂者や自死遺族等へのケアに当たる人材を育成するための研修を行う。さらに、先進的かつ効果的な自殺対策を行っている民間団体に対し支援を行う。

(4) 自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成 37億円(36億円)

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医、ケースワーカーなどの地域で活動する者に対するうつ病の基礎知識、診断、治療等に関する研修や地域におけるメンタルヘルスを担う従事者に対する精神保健等に関する研修を行うこと等により、地域における各種相談機関と精神保健医療体制の連携強化を図る。

また、メンタルヘルス不調の発生防止のため、職場におけるストレス等の要因に対して適切な対応が実施されるよう、メンタルヘルス対策への取り組み方が分からない事業者等に対し支援を行う。

2 生活保護受給者の自立支援など貧困・格差対策の強化

2兆8,202億円(2兆5,904億円)

(1)生活保護受給者の就労・自立支援対策(トランポリン機能)の強化【新規】

セーフティネット支援対策等事業費補助金(237億円)の内数

生活保護受給者や生活保護に至るおそれのある者のうち、通常の就労支援では直ちに就職には結びつきにくい方を対象に、生活のリズムづくりなど基本的な日常生活習慣の改善支援、就職に結びつきやすい清掃・警備・介護などの基礎技能の習得支援、能力に合わせたきめ細かい個別求人開拓等の取組を総合的に実施する。

(2)「福祉から就労」支援事業の拡充【一部復旧・復興】(再掲・48ページ参照)

40億円(28億円)

(3)子どもの貧困対策支援の充実(「貧困の連鎖」の防止)(一部重点化)

セーフティネット支援対策等事業費補助金(237億円)の内数

生活保護世帯などの子どもやその親への養育相談・学習支援等を実施することにより、生活保護世帯の子どもが大人になって再び生活保護を受給するといった「貧困の連鎖」の防止を図る。

(4)後発医薬品の使用促進など医療扶助の適正化対策の実施【新規】

セーフティネット支援対策等事業費補助金(237億円)の内数

医療全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいる中、生活保護でも後発医薬品の更なる使用促進を図るため、福祉事務所に「医療扶助相談・指導員(仮称)」を配置し、受給者へ後発医薬品に関して説明し、理解を求め、後発医薬品を一旦服用することを促すとともに、医療機関・薬局への周知・協力依頼を行うほか、電子レセプトを活用した点検を強化するなど、医療扶助の適正化を推進する。

(5)地域生活定着促進事業の実施(一部重点化)

セーフティネット支援対策等事業費補助金(237億円)の内数

高齢又は障害により自立が困難な矯正施設退所者の社会復帰や地域生活への定着をより促進するため、各都道府県の「地域生活定着支援センター」と保護観察所が協働して、入所中から退所後まで一貫した相談支援を行う。

(6)生活保護に係る国庫負担 2兆7,924億円(2兆5,676億円)

生活保護を必要としている人に対して適切に保護を行うため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。

3 災害救助法による災害救助等

501億円(2億円)

(1)災害救助法による災害救助(復旧・復興(復興庁計上)) 494億円

東日本大震災による被災者の方々の住居の安定を図るなど、応急救助に必要な経費を負担する。

(2)災害時の福祉支援ネットワークの構築【新規】(復旧・復興(復興庁計上))

5.2億円

災害時において災害弱者(高齢者・障害者等支援が必要な方々)に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを構築し、災害対策の強化を図る。